介護保険にかかる所得控除

固高齢者福祉課 2 (50) 1208

介護保険にかかる 控除には、社会保険 料控除や医療費控除 障害者控除がありま す。このうち医療費 控除の対象となるも のに、特定の介護



サービス費用とおむつ代があります。

介護サービス費用

下表の介護サービス費用が、医療費控除の対象と なります。中には別のサービスと併用している場合 のみ対象となるものもありますので確認ください。

なお、申告にはサービス事業者が発行する領収書 を添付してください。

おむつ代

寝たきり状態で治療上おむつの使用が必要な人 は、医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付に より、おむつ代の医療費控除が受けられます。

なお、この控除を受けるのが2年目以降で、要介 護認定を受ける際の書類から寝たきり状態などの要 件が確認できる場合には、市が交付する確認書で医 師の証明書に代えることができます。高齢者福祉課 または各支所市民福祉班に確認の上、申請してくだ さい。

■医療費控除の対象となる介護サービス

1	訪問看護(介護予防含む)	
2	訪問リハビリテーション(介護予防含む)	
3	居宅療養管理指導 (介護予防含む)	
4	通所リハビリテーション (介護予防含む)	
(5)	短期入所療養介護(介護予防含む)※老健施設など	
6	介護老人保健施設	
7	介護療養型医療施設	
8	訪問介護(介護予防含む)※生活援助中心型は除く	
9	夜間対応型訪問介護	
10	訪問入浴介護(介護予防含む)	
11	通所介護(介護予防含む)	%1
12	認知症対応型通所介護(介護予防含む)	
13	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	
14)	短期入所生活介護(介護予防含む)※特養ホームなど	
15	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	% 2

①~⑤のサービスと併せて利用する場合、医療費控除の対象 ※2 2分の1が医療費控除の対象

手続きを経て入所が可能とな でも、やむを得ない事情があ 護老人ホームへの入所要件 ると認められる場合、所定の が、4月から原則「要介護3 人所対象となっていた特別養 今まで要介護1~5の人が ただし、要介護1・2の人 入所要件の変更 対象となる負担割合を記載し ます。市では認定者全員に、 万円以上」の人が対象となり から一定以上の所得の人は を利用した際の自己負担分 受け、介護(予防)サービス た負担割合証を7月ごろに送 が、現在の一律「1割負担! 平成27年8月~ 「2割負担」に変更となります。 ■利用者負担割合の変更 原則「合計所得金額160 要介護(要支援)

~5」となります。

付する予定です。 ■負担限度額認定証の

年4月の開始を予定していま

は、4月以降も継続して入所

なお、現在入所している人

ることがあります。

できます。

介護保険施設や短期入所を 認定基準の変更

の認定を 加されます。 貯金などの資産の状況」

平成27年4月~

■特別養護老人ホームへの

となります。

平成27年度からは次の点が変更

介護保険制度

の改正が行われ、

固高齢者福祉課

小見川地域包括支援センター 佐原地域包括支援センター

平成29年4月~(予定)

■要支援認定者が利用する

定期接種

平成26年10月から肺炎予防

組みができる地域支援事業に 移行します。当市は、平成29 市が地域の実情に応じた取り ち、訪問介護・通所介護は、 介護保険の予防給付のう 訪問介護・通所介護

> した。市では、2000円を 予防接種が定期接種化されま のための肺炎球菌ワクチンの

助成しています。 歳・75歳・80歳・85歳・90歳 今年度の定期接種の対象者 3月31日までに65歳・70

減額となる制度の判定要件に 利用の際に、 配偶者の課税状況」と「預 食費・居住費が

65歳からの

早めの接種を

間健康づくり課

別に通知しています)。

今年度の助成対象期間は3

なります(対象者には既に個 び101歳以上の人が対象と 95歳・100歳になる人およ

5 (50) 1235

ださい。 内の医療機関で接種をしてく 月31日までとなりますので、 接種を希望する人は早めに市

任意接種

前に市へ申請し、3月31日ま ます。接種を希望する人は事 2000円の助成を行ってい 歳以上となっている人にも 対象者以外の人で接種日に65 でに接種をしてください。 今年度に限り、定期接種

外となりますのでご注意くだ がある人は、定期接種および 球菌ワクチンを接種したこと 任意接種とも市の助成の対象 なお、過去に一度でも肺炎

■田(水稲)の部 (単位:					
	平均額	最高額	最低額		
佐原地区	15,700	25,000	5,000		
小見川地区	13,900	23,000	5,000		
山田地区	12,300	20,200	4,500		
栗源地区	9,100	16,000	5,000		
市平均 (参考)	14,200				
			-		

■畑(普通炸	(単位:円		
	平均額	最高額	最低額
佐原地区	11,000	17,000	5,000
小見川地区	9,700	15,000	3,000
山田地区	8,200	15,000	3,000
栗源地区	9,300	16,000	3,000
市平均 (参考)	10,500		

借料情報の提供を行っています 農業委員会では、1年間に締 **固農業委員**

(公告) された農地の賃

※賃借料を物納(水稲)として 万200円に換算 平成26年の賃借料 (10 aあたり) いる場合は、60㎏あたり は、左表のとおりです

広報かとり

平成27年2月1日

ていませんか?

固市民課 **5** (50) 1228

薬は、飲む時間、量、回数など医師の指示を 守ることで効果があらわれます。どの症状に効 く薬か、副作用はどのようなものか、ほかの薬 との飲み合わせは大丈夫かなどの確認をするだ けでなく、余っている場合も医師や薬剤師に相 談し、使用期限や保管場所を守り、きちんと管 理しましょう。

「かかりつけ医」と同様に「かかりつけ薬局」 があると、重複投与による副作用が避けられ、 薬歴や薬の使用方法など気軽に相談することが できます。

行政情報